

平成 28 年 2 月 1 日

会員各位

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

会 長 永井 良一

適正処理委員会委員長 平沼 辰雄

綱紀特別委員会委員長 加山 昌弘



食品廃棄物の不適正処理事案に係る再発防止について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当協会の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、当協会員であるダイコー株式会社が食品廃棄物を食品として売却し、県内外のスーパー等で販売・使用されていたという不適正処理事案が発覚し、食品衛生上の問題で消費者の皆様にご迷惑・ご心配を掛けました。

今回の事案は、今まで積み上げてきた、産業廃棄物処理業界の社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

会員の皆様におかれましては、このような不適正処理事案が再び発生しないよう、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用について認識を新たにし、当協会の目的である「生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与する」ことに尽力していただきたいと思います。

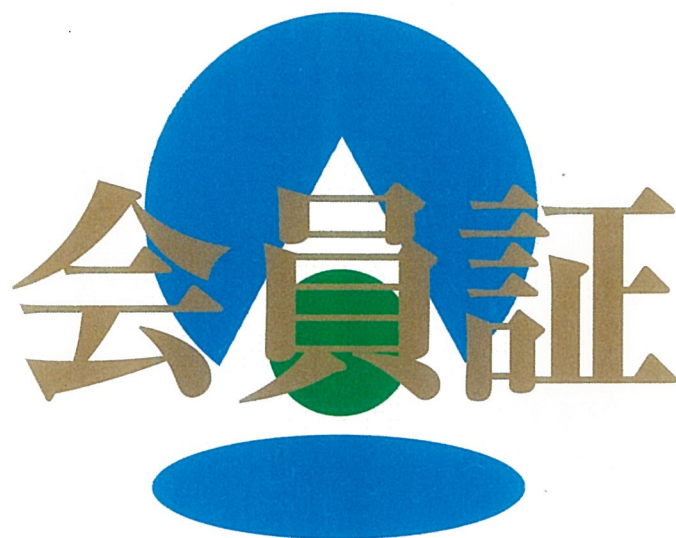
つきましては、当協会の会員証に掲載の「倫理綱領」を再認識され、日ごろから、経営者及び幹部を始め、運転手や現場作業員並びにマニフェスト等を取扱う事務担当者に至るまで、法令並びに適正処理の遵守に心がけていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、具体的な再発防止策については、今後、（公社）全国産業廃棄物連合会と検討を重ね、遅くとも本年度内に作成し、会員の皆様に周知・徹底を図ってまいります。

なお、協会では、実務者研修会を年 2 回、各支部主催の法令講習会、他団体による法令講習会等の案内、法改正情報等のホームページへの掲載などを行っておりますので是非ともご活用ください。

以上

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会



倫 理 綱 領

公益社団法人全国産業廃棄物連合会正会員協会に所属する会員（産業廃棄物処理業許可業者）は、産業廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが使命である

一 会員は、法令及び法令に基づく行政の指導事項を遵守し、環境保全のため社会的良識をもって行動する

一 会員は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める

一 会員は、環境保全を担う企業として安全性に配慮し、次の指針に基づき経営にあたらなければならない

（一）産業廃棄物処理業許可業者は、適正処理の推進のための技術並びに経営サービスの向上に不断に努める

（二）産業廃棄物処理業許可業者は、適正な価格を維持し、市場の健全化に努めなければならない

一 会員は、排出事業者はもとより、行政、関係団体、地域住民と広くコミュニケーションを行い、環境に関する情報を積極的かつ公正に開示し、社会の理解と信頼を高めるように努めなければならない

一 会員は、暴力団等及びその関係者を排除し、断固とした姿勢で対応する

公益社団法人全国産業廃棄物連合会及び各正会員協会は、不法投棄等不適正処理が発生しないよう未然防止、啓発、教育に努めなければならない

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会